

農用区域の農地について、農業以外の目的には利用できないこととなっており、原則として農地転用ができません。やむを得ず、農家住宅など、他の目的に利用する場合は、あらかじめ農用区域からの除外手続きが必要です。

まず、農用区域を除外するには、【**緊急性が高く、具体的な計画**】が必要です。

また、農地法に基づく農地転用許可や、他法令に基づく許可見込みがなければ、除外することはできません。

下記すべての項目に対し土地の選定を行った結果、農地利用がやむを得ないと判断できる場合のみ、除外の可能性があります。

(申出により、必ずしも除外できるとは限りません)

具体的な転用計画があり、除外後、原則として6か月以内に利用目的に供される緊急性がある

利用計画図等で確認を行い、除外面積が必要最小限であるといえる

農用区域（農振白地）以外の土地で探したが、利用できる土地がなく、他の地域では計画が達成できない

当該農地の選定条件がきちんと整理されており、その内容が妥当と認められる（土地所有者の了承を得ていることや、価格が安価であることだけでは理由とならないので注意）

土地改良施設（保全上必要な農道、農業用排水施設、ため池等）の機能に支障がなく、除外前と同様の機能が確保される

当該地が農業生産基盤整備事業区域内の土地に該当する場合は、工事が完了した年度の翌年度から8年が経過している。

当該農地が下記に隣接している道路法による道路／河川／宅地、雑種地などの農用区域以外の土地

除外後に隣接する農用地が農作業の効率性から、地形的な連続性を損なうものではない。

すべての項目が「YES」

除外できる可能性あり

申出書の提出は、1月、5月、9月の20日までに産業課へ

申出から、除外完了まで6か月～8か月を要します